

会 則

(公社) 自衛隊家族会
茨城県自衛隊家族会

公益社団法人自衛隊家族会定款に基づき、本会の事業運営について必要な事項を定める。

令和7年6月3日

茨城県自衛隊家族会

会 長 正代 初代

目 次

第1章	総 則	(第1条～第4条)
第2章	会 員	(第5条～第8条)
第3章	会 計	(第9条～第10条)
第4章	会 議	(第11条～第18条)
第5章	役 員	(第19条～第22条)
第6章	地区組織	(第23条～第25条)
第7章	通信連絡	(第26条)
第8章	雑 則	(第27条)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人自衛隊家族会茨城県自衛隊家族会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は、公益社団法人自衛隊家族会定款第3条に定めるもののほか、主として、本県所在の自衛隊に対する支援協力を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防衛講演会、防衛講話会等の実施
- (2) 自衛隊に関する広報及び募集、援護、隊員の家族支援等自衛隊の諸業務に対する協力
- (3) 国の防衛に関する研修、自衛隊員の慰問及び激励
- (4) 殉職隊員の慰霊及び遺族の援護に対する協力
- (5) 会報等の発行及びインターネットのホームページの開設・更新
- (6) 国の安全保障・防衛に関する国政等への署名活動を通じての国民運動
- (7) 会員の親睦及び相互扶助
- (8) 協力団体の行う行事への協力
- (9) その他、本会の目的を達成するために寄与する事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって公益社団法人自衛隊家族会定款に規定する一般法人法上の社員とする。

- (1) 正会員
本会の目的に賛同して入会した自衛隊員の家族及びその他の個人
- (2) 賛助会員
本会の事業活動を支援するため入会した個人又は法人若しくは団体
- (3) 名誉会員
本会对し、功労があった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(入 会)

第6条 会員（名誉会員を除く。）になろうとする者は、別紙第1「入会及び退会に関する手続等」の定めに従い、入会申込書を提出し、その承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員（名誉会員を除く。）及び地区自衛隊家族会は、本会の事業活動等に経常的に生じる費用に充てるため次に示す会費を納入しなければならない。

(1) 正会員

年会費：500円

(2) 賛助会員

個人の年会費：一口 5,000円（最大10口）

法人若しくは団体の年会費：一口10,000円（最大10口）

(3) 地区自衛隊家族会

運営支援金：3,000円

(退 会)

第8条 会員（名誉会員を除く。）は、退会しようとするときは、別紙第1「入会及び退会に関する手続等」の定めに従い退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 会員（名誉会員を除く。）が死亡したとき、若しくは会員である団体が解散したとき、又は2年以上会費を納入しなかった場合は、退会したものとみなす。

第3章 会 計

(経 費)

第9条 本会の運営に必要な経費は、会員の会費、その他の経費を持ってあてる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第4章 会 議

(種 別)

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(構 成)

第12条 総会は、正会員を持って構成する。

2 理事会は、理事及び監事を持って構成する。

(権 限)

第13条 総会において、次の事項を議決する。

(1) 予算及び事業計画の決定

(2) 決算及び事業報告の承認

(3) 役員の選出

(4) 会則の変更

- (5) その他必要な事項
- 2 理事会において、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会において付議する事項
 - (3) 総会で議決した事項の執行に関すること
 - (4) その他必要な事項

(開 催)

第14条 定期総会は、毎年1回開催し会長が召集する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または正会員の10分の1以上から請求があったとき開催する。

(議 長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第16条 総会は、正会員の3分の1（委任状含む）、理事会においては、理事及び監事の2分の1以上の出席がなければ開催することが出来ない。

この際、地区自衛隊家族会長においては緊急事態・健康上等の理由により総会に出席できない場合は代理者を出席させるものとする。また、理事及び監事においては理事会及び総会への出席を義務とし、出席出来ない場合は書面又は電磁的方法（電子メール等による理由を添えた意思表示）により議決に加わるものとする。

(議 決)

第17条 会議の議決は、出席者の多数決とし、賛否同数の場合は議長がこれを議決する。

(議事録)

第18条 会議については、次の事項を記載した議事録を作らなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員及び理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数、議長の氏名、理事及び監事の氏名
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過及び発言者の要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議において出席した正会員の中から選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 役 員

(種 別)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
 - (2) 副会長 6人以内（県内6地区の各地区に1名置き、第21条に定める地区区分（地区協議会長）の長を兼ねる。）
 - (3) 事務局長 1人
 - (4) 理 事 35人以内とし、会長、副会長を含む。
 - (5) 会 計 1人
 - (6) 監 事 2人
- 2 役員は、総会において選出する。
 - 3 会長・副会長は理事から選任する。
 - 4 理事及び監事は、地区協議会長及び地区協議会長の指名する者のうちから選任し、その数及び選出地区は、別表のとおりとする。
 - 5 事務局長は、会員のうちから会長が指名する。
 - 6 理事と監事は、相互に兼ねることは出来ない。

（顧問等）

第20条 本会に、顧問及び相談役を置くことが出来る。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問及び相談に応じる。

（職 務）

第21条 会長は、本会を代表し会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、これを代行する。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、恒常的業務の処理執行に当たる。
- 4 理事及び監事は、地区協議会長及び地区協議会長の指名する者のうちから選任し、その数及び選出地区は別表のとおりとする。
- 5 理事及び監事は、理事会を構成し会務を執行する。
- 6 監事は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

（任 期）

第22条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第6章 地区組織

（地区自衛隊家族会）

第23条 県自衛隊家族会に所属する会員は、地区（原則として市、町、村）ごとに組織を設けることが出来る。

- 2 地区自衛隊家族会は、県自衛隊家族会の事業活動を推進するほか、会員組織の充実・拡充に努めるものとする。
- 3 地区自衛隊家族会に地区自衛隊家族会長を置く。
- 4 地区自衛隊家族会長は、正会員の中から各地区自衛隊家族会の選出に基づき、県自衛隊家族会理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 5 地区自衛隊家族会長は、地区内の会務を総括・指導・調整し、第24条に定める

職務を行う。

(地区自衛隊家族会長の職務)

第24条 会員の入会及び退会に関し、次の手続きを行う。

- (1) 会員の入会及び退会に関する情報を入手した際は、速やかに県自衛隊家族会長に報告を行う。
- (2) 県自衛隊家族会長から会員の入会及び退会に関する承認の通知を受けた場合は名簿の追加、抹消を行う。
- 2 県自衛隊家族会の事業計画に基づく、地区自衛隊家族会の事業計画の作成及び報告
- 3 事業実施後の県自衛隊家族会長への報告
- 4 当該年度の活動状況調査票の作成
- 5 地区自衛隊家族会の総会終了成果報告
- 6 当該年度の会員名簿の作成及び報告
- 7 広報紙「おやばと」の正会員、賛助会員及びその他に対する配布表の作成
- 8 表彰等に関する上申
- 9 その他県自衛隊家族会長が特に指示する事項

(地区協議会)

第25条 県自衛隊家族会は、自衛隊茨城地方協力本部の各事務所等の管轄区分にあわせ別表に示す6地区（県北、県央、土浦、県南、県西、鹿行）に区分し、地区協議会を置くものとする。

- 2 地区協議会は地区内の地区（市町村）自衛隊家族会相互間における業務の連携・調整を行うとともに、県自衛隊家族会長が委託する事項を実施する。
- 3 地区協議会に地区協議会長を置く。
- 4 地区協議会長は地区協議会の選出に基づき、理事会の決議を経て県自衛隊家族会長が委嘱する。
- 5 地区協議会長は、地区協議会の開催及び第2項に示す職務を行う。この際、自衛隊茨城地方協力本部の各事務所等との連携を図りつつ、活動の活性化に努める。

第7章 通信連絡

(通信連絡)

第26条 県自衛隊家族会と地区自衛隊家族会との連絡手段は、通信の迅速化及び経費の節減を図るため、原則としてインターネットの電子メール及びホームページ「茨城県自衛隊家族会」を使用するものとする。これをもって通信連絡が出来ない場合は電話、FAX、紙媒体・電子記録媒体等を郵送することにより行うものとする。

第8章 雑 則

第27条 本会則に定めなき事項は、公益社団法人自衛隊家族会定款による。

付 則

- 1 本会則は、平成15年5月29日より施行し、従前の会則（平成8年7月5日施行）は、廃止する。
- 2 本会則は、平成19年6月2日より施行し、従前の会則（平成15年5月29日施行）は、廃止する。
- 3 本会則は、平成24年6月2日より施行し、従前の会則（平成19年6月2日施行）は、廃止する。
- 4 本会則は、平成29年1月1日より施行し、従前の会則（平成24年6月2日施行）は、廃止する。
- 5 本会則は、令和4年5月23日より施行し、従前の会則（平成29年1月1日施行）は、廃止する。
- 6 本会則は、令和7年6月3日より施行し、従前の会則（令和4年5月23日施行）は、廃止する。

入会及び退会に関する手続等

(目的)

- 1 茨城県に居住する（公社）自衛隊家族会員の入会及び退会に関する手続等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(正会員入会申込書の提出)

- 2 正会員になろうとする者は、入会申込書（正会員用）に所定の事項を記載して、正会員は県自衛隊家族会長に申し込むものとする。

入会申込書（正会員用） 属紙 1

(賛助会員入会申込書の提出)

- 3 賛助会員になろうとする者は、入会申込書（賛助会員用）に所定の事項を記載して、賛助会員は県自衛隊家族会長に申し込むものとする。

入会申込書（賛助会員用） 属紙 2

(入会の承認及び通知)

- 4 県自衛隊家族会長は、正会員にあつては（１）及び（２）、賛助会員にあつては、（１）及（３）に該当するときは入会を承認するものとする。

（１）現在、成年被後見人又は被保佐人でない者であること。

（２）正会員にあつては、下記のいずれか満たす者であること。

ア 自衛隊員の親族

イ 本会の活動に参加すると認められる者

（３）賛助会員にあつては、本会の活動を支援する意志があると認められる個人又は法人若しくは団体であること。

(会員名簿への登録及び報告)

- 5 県自衛隊家族会長は、前条により入会を承認した会員を、正会員又は賛助会員に分けて会員名簿に登録し、地区自衛隊家族会長（以下「地区会長」という。）に名簿情報を提供ものとする。

- 6 地区会長は、別に定められた時期に名簿の照合のため地区の会員名簿を県自衛隊家族会長に報告するものとする。

- 7 会員名簿には最小限、氏名及び住所を記載し、また、電話、メールアドレスを有する者はその番号又はアドレスを記載するものとする。

(退会届の提出)

- 8 退会しようとする会員は、退会届に所定の事項を記載して、県自衛隊家族会長に申し出るものとする。

退会届 属紙 3

(退会に基づく通知及び会員名簿の整理)

- 9 前項において、県自衛隊家族会長が退会届を受理した時は、その旨を地区会長に

通知するものとする。

- 10 県自衛隊家族会長及び地区会長は、退会するものを会員名簿から抹消するものとする。

(補足)

- 11 この規則に定めるもののほか、入会及び退会に関し必要な細部事項は、理事会が定める。

茨城県自衛隊家族会							
入会申込書（正会員用）							
		年 月 日					
フリガナ							
ご氏名							
性 別		男 女					
生年月日		年 月 日					
ご住所		〒 - (電話・FAX: 携帯:) メールアドレス:					
ご子弟等		部隊名					
		氏 名					
		続 柄					
備考： 1 生年月日及びご子弟等の欄の記入は任意です。							
2 本用紙を印刷の上、県家族会事務局へ郵送またはFAXされるか、							
茨城県自衛隊家族会のホームページの「当家族会へのご入会申込みフォーム」							
からお申込み下さい。							

茨城県自衛隊家族会			
退会届			
	年	月	日
フリガナ			
ご氏名			
退会の理由			
生年月日	年	月	日
ご住所	〒 茨城県 市・郡 町・村 番地 号 (電話: 携帯:) (メールアドレス:)		

備考： 本用紙を印刷の上、県家族会事務局へ郵送またはFAXされるか、
 茨城県自衛隊家族会のホームページの「お問い合わせフォーム」に上記表内の
 事項を入力し、ご提出下さい。